

令和7年度

「年末の交通事故

防止県民運動」の

実施について

交通安全メインスローガン

「守るのは

マナーと家族と

君の明日」

◆目的

この運動は、交通量の増加に伴う道路の渋滞や心理的な慌ただしさ、飲酒の機会が増えるなど、様々な要因が重なり合って交通事故が発生しやすいとする年末の時期において、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、交通事故の防止を図ることを目的とします。

◆期間

令和7年12月1日(月)～

12月31日(木)までの31日間

◆重点目標

- ・飲酒運転の根絶
- ・高齢運転者の交通事故防止
- ・早めのライト点灯と反射材用品着用の推進

南部町国民健康保険に加入されている方へ

「医療費のお知らせ」の発送時期を変更します

これまで年6回、5月・7月・9月・11月・1月・2月に発送しておりました、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができる「医療費のお知らせ」は、令和7年度（今年度）から、1月と2月の年2回に変更いたします。

なお、1月発送分は1月から10月診療まで、2月発送分は11月と12月診療が記載されます。

◆お問合せ 住民課 国保年金係 ☎66-3405（直通）

後期高齢者医療制度に係る医療費のお知らせ

75歳以上の方へ医療費のお知らせを 令和8年1月下旬 より順次発送いたします。

令和7年度医療費のお知らせ

発送時期	記載される診療月	発送方式
令和8年1月下旬	令和6年12月～令和7年11月	封書にて発送

※医療費控除の申告にご使用の際は、上記の「記載される診療月」の内、令和7年1月～11月の自己負担額の合計等をご確認ください。

～重要～

令和7年12月診療分は今回発送する医療費のお知らせには記載されず、1年後の令和9年1月末に発送する医療費のお知らせに記載されます。

そのため、医療費控除の申告手続きを行う場合は、令和7年12月診療分は領収書が必要となりますので、必ず保管してください。

お問合せ 住民課 国保年金係
山梨県後期高齢者医療広域連合

☎66-3405（直通）
☎055-236-5671